看護小規模多機能センター
利用料金表

令和６年４月１日改定

○介護サービス費用

通い・訪問・泊り(介護費用分)すべてを含んだ1ヶ月単位の包括費用の額になります

負担額＼介護度	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1割負担	13,132	18,373	25,828	29,294	33,136
２割負担	26,263	36,746	51,655	58,587	66,271
３割負担	39,395	55,119	77,483	87,880	99,407

○その他の加算について（30日間）

該当	加算名	1割負担	2割負担	3割負担	備考
☐	初期加算	950	1,899	2,849	※利用開始日から30日
☐	認知症加算(Ⅰ)	971	1,942	2,912	日常生活生活自立度Ⅲ以上等
☐	認知症加算(Ⅱ)	939	1,878	2,817	日常生活生活自立度Ⅲ以上等
☐	認知症加算（Ⅲ）	802	1,604	2,406	日常生活生活自立度Ⅲ以上
☐	認知症加算（Ⅳ）	486	971	1,456	要介護2で日常生活自立度Ⅱ
☐	認知症行動・心理症状緊急対応加算	211	422	633	１日あたり　最大７日間
☐	若年性認知症利用者受入加算	844	1,688	2,532	
☐	栄養アセスメント加算	53	106	159	
☐	栄養改善加算	211	422	633	３カ月以内、月２回を限度
☐	口腔・栄養スクーリング加算（Ⅰ）	22	43	64	利用開始時及び6月ごと
☐	口腔・栄養スクーリング加算（Ⅱ）	6	11	16	1回/6ヶ月に1回の頻度
☐	口腔機能向上加算（Ⅰ）	159	317	475	
☐	口腔機能向上加算（Ⅱ）	169	338	507	６月に１回を限度
☐	退院時共同指導加算	633	1,266	1,899	
☐	緊急時訪問看護加算	817	1,633	2,450	
☐	特別管理加算(Ⅰ)	528	1,055	1,583	
☐	特別管理加算(Ⅱ)	264	528	792	
☐	ターミナルケア加算	2,638	5,275	7,913	
☐	看護体制強化加算（Ⅰ）	3,165	6,330	9,495	
☐	看護体制強化加算（Ⅱ）	2,638	5,275	7,913	
☐	総合マネジメント体制強化加算	1,266	2,532	3,798	
☐	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	792	1,583	2,374	
☐	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	676	1,351	2,026	
☐	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	370	739	1,108	
☐	訪問体制強化加算	1,055	2,110	3,165	
☐	科学的介護推進体制加算	43	85	127	
☐	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	4	7	10	３月に１回を限度
☐	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	14	28	42	３月に１回を限度
☐	褥瘡対策指導管理（Ⅰ）	7	13	19	
☐	褥瘡対策指導管理（Ⅱ）	11	21	32	
☐	排泄支援加算（Ⅰ）	11	21	32	
☐	排泄支援加算（Ⅱ）	16	32	48	
☐	排泄支援加算（Ⅲ）	22	43	64	
☐	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	-	-	-	月に15%
☐	中山間地域等における小規模事業所加算	-	-	-	日ｏｒ月に10%
☐	専門管理加算	264			
☐	遠隔死亡診断補助加算	159			
☐	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	-	-	-	合計単位数に14.9%
☐	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	-	-	-	合計単位数に14.6%
☐	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	-	-	-	合計単位数に13.4%
☐	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	-	-	-	合計単位数に10.6%

※月の途中から登録した場合、登録を修了した場合には、期間に応じて日割りした料金となります。なお、この場合の「登録日」及び登録修了日」とは以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日でなく、通い・訪問・泊りのいずれのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

※登録期間中、利用者の体調不良や状態の変化等による日割りでの割引等はいたしません

○介護保険の給付対象とならないサービスの利用者負担額

●食費

朝食代　　¥350

昼食代　　¥500　（おやつ代を含む）

夕食代　　¥550

●宿泊費

宿泊費用　1泊　　¥2,000

●死後処置料　¥20,000

※利用者個人で使用するものについては、その実費をいただきます。
但し、その内容については予め本人及び家族に説明し同意を受けたものに限る。